

名古屋市役所本庁舎地下 1 階食堂事業者募集要項

1 募集内容

名古屋市役所本庁舎地下 1 階の一部について本市と建物賃貸借契約を締結し、職員及び来庁者を対象とした食堂を運営する事業者を募集します。

貸付料や費用負担等の条件については、この要項（以下「本要項」という。）及び名古屋市役所本庁舎地下 1 階食堂事業者募集仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおりです。

2 契約について

(1) 契約の内容

契約は、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条に定める定期建物賃貸借契約です。

(2) 貸付物件

ア 所在地番・貸付場所：

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号・名古屋市役所本庁舎地下 1 階食堂部分

イ 貸付面積等：

厨房、喫茶カウンター、ロッカー室及び備品置場等 161.09 m²

※ 客席部分（120 席）は、飲食物の持ち込み可能な無料休憩所となるため、貸付物件には含んでいません。また、感染症対策等の観点から、利用できる客席を限定する場合があります。

※ 備品置場等については、食券販売機やサンプル展示等のスペース及び配膳、下膳用のスペースを意味します。

ウ 位置：別紙のとおり

(3) 指定用途

ア 厨房で調理した飲食物、その他の飲食物を市役所職員・利用者等に提供・販売する飲食業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定される風俗営業、同条第 5 項に規定される性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途を含むもの、著しく近隣環境を損なうことが予想されるもの、公序良俗に反すると認められるものを除きます。）の運営

イ 指定用途は、いかなる理由があっても変更することはできません。

ウ 貸付物件を指定用途以外の用途に使用し、又は使用させてはなりません。

(4) 貸付期間

令和 5 年 5 月 1 日から令和 12 年 4 月 30 日まで

※ 貸付期間の満了により当該契約は終了し、更新はしません。貸付期間終了後は、再度募集を行い、契約の相手方を決定する予定です。

(5) 貸付料

賃料（月額）77,052 円となります。

契約期間中の貸付料の変更は行わないものとします。ただし、貸付料が土地の価格の上昇若しくは下落その他経済事情の変動により、又は、周辺の建物の貸付料などに比較して著しく乖離した場合には、両者協議により将来に向かって見直しを行うことができるものとします。

3 参加者の資格

(1) 応募資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とします。

ア 過去又は現在において食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業の許可（営業の種類が飲食店営業であるものに限ります。）を受けて飲食店の営業を行った実績があり、貸付を受けた公有財産において本要項 2(3)に定める指定用途の業を確実に行うことができる者。

イ 食品衛生法に基づく、許可の取消し、若しくは営業の禁止若しくは停止の処分を受けたことがない者、又はその事実があった後 1 年間経過した者。

ウ 次の税を滞納していない者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなします。）

(ア) 法人市町村民税・都民税

(イ) 固定資産税

(ウ) 消費税及び地方消費税

エ 本要項 5(2)に定める現地説明会に参加すること。

(2) 応募できない者

次に該当する者は、応募することができません。

ア (1)の応募資格を満たさない者

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

ウ 次のいずれかに該当する方でその事実があった後 3 年間経過していない者。（当該同一事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15 財用第 5 号)に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除きます。）

(ア) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (ウ) 出店候補者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア) から (オ) までの一に該当する事実があった後 3 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）が適用となる等、著しい経営不振の状態にないこと
- オ この要項配布の開始日から出店候補者決定までの間に指名停止の期間中の者
- カ 出店候補者決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）＜次頁参照＞及び名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号）に基づく排除措置を受けている者
- なお、応募者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む。）について、愛知県警察本部へ氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（抄）」

（平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警本部長締結）

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

4 選定のスケジュール

募集要項配布	令和 4 年 10 月 25 日（火）から 11 月 25 日（金）まで
現場説明会実施	令和 4 年 11 月 7 日（月）
募集に関する質問受付	令和 4 年 11 月 7 日（月）から 11 月 9 日（水）まで
質問に対する回答	令和 4 年 11 月 15 日（火）まで
応募受付	令和 4 年 11 月 7 日（月）から 11 月 25 日（金）まで
ヒアリング・審査	令和 4 年 12 月 20 日（火）※予定
選定結果通知	令和 4 年 12 月下旬頃
契約締結日	令和 5 年 3 月下旬頃
営業予定	令和 5 年 6 月 1 日（木）までに開始

5 応募の手続き等

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市総務局職員部安全衛生課
(名古屋市役所本庁舎 3 階)
TEL 052-972-2161 FAX 052-953-9608
E-MAIL a2161@somu.city.nagoya.lg.jp
担当：間定、山田

(2) 現地説明会

以下のとおり、現地説明会（厨房見学）を開催しますので、応募を希望する方は必ず参加してください。説明会に参加されていない方からの応募は無効になります。

- ア 実施日時 令和 4 年 11 月 7 日（月） 午後 4 時 00 分集合
- イ 集合場所 名古屋市役所本庁舎 地下 1 階 食堂
※当日はお車での参加はご遠慮ください。
- ウ 持物 本要項及び仕様書（別紙等を含む）
- エ 参加申込 説明会に参加を希望される方は、令和 4 年 11 月 4 日（金）午後 5 時まで
に現地説明会参加申込書（様式 1）をファックス又は電子メールにより
提出してください。
- オ 参加人数 1 申込者当り 2 名までとさせていただきます。
- カ その他 この説明会への参加を応募の参加資格としております。現地説明会参加
申込書の申込者欄に記入した名義が企画提案書の応募者名義と同一である
か否かで応募参加資格の確認を行います。

(3) 質疑の方法及び回答

- ア 現地説明会実施時に質問票の様式を配布しますので、応募に関する質問等がある場合はファックス又は電子メールにより令和 4 年 11 月 9 日（水）午後 5 時までに送付して

ください。

イ 質問に対する回答は、個別に回答を行わず、令和 4 年 11 月 15 日（火）までに市公式ウェブサイト上にて回答します。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

<法人の場合>

- (ア) 企画提案書(様式 2)
- (イ) 法人役員に関する調書（様式 3）
- (ウ) 会社概要等（会社等の事業内容、経歴等がわかるもの。パンフレット等）
- (エ) 直近 3 年分の決算報告書（会計原則に従った公式のもので、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書を含む。）
- (オ) 法人市税に滞納が無い旨の証明書（名古屋市税に係るもの。名古屋市に納税義務が無い場合は、本店又は主たる営業所所在地で納付した市町村税の滞納が無い旨の証明書、又は直近 2 年分の法人市町村民税・都民税及び固定資産税に係る納税証明書）
- (カ) 登記簿謄本（原本、発行後 1 ヶ月以内のもの）
- (キ) 消費税や地方消費税納税証明書（所轄の税務署発行のもので、未納税額の無い証明に限ります。）

<個人の場合>

- (ア) 企画提案書(様式 2)
- (イ) 事業概要等（個人事業の内容、経歴等がわかるもの。）
- (ウ) 直近 3 年分の所得税確定申告書の控えとその添付書類のコピー
- (エ) 住民票の写し又は外国人登録原票の写し（発行後 1 ヶ月以内のもの）
- (オ) 市税に滞納が無い旨の証明書（名古屋市税に係るもの。名古屋市に納税義務が無い場合は、住所地又は居所で納付した市町村税の滞納が無い旨の証明書、又は直近 2 年分の市町村民税及び固定資産税に係る納税証明書）
- (カ) 消費税や地方消費税納税証明書（所轄の税務署発行のもので、未納税額の無い証明に限ります。）

イ 提出期限、提出場所、提出方法

- (ア) 提出期限 令和 4 年 11 月 25 日(金)午後 5 時まで
提出期限後に到着した企画提案書等は無効となります。
- (イ) 提出場所 (1)に同じ
- (ウ) 提出部数 11 部（正本 1 部、副本 10 部）
- (エ) 提出方法 持参又は郵送（必着）による。ファックスや電子メールによる応募は受け付けません。

ウ 応募書類について不備がある場合には、失格となる場合があります。

エ 提出いただいた書類については返却しません。

オ 本募集に関して応募者が要した一切の費用は、応募者の負担とします。

カ 応募書類提出後、応募を辞退することが明白となった場合には、提出先の担当まで連絡のうえ、応募辞退届（様式は任意）を提出してください。

6 審査の手続き及び出店候補者の選定

出店候補者の選定は、「名古屋市役所本庁舎地下 1 階食堂出店候補者評価委員」の評価に基づき、次のように行います。

(1) 審査の実施

ア 第 1 次審査（書面審査）

(ア) 提出された企画提案書等について、以下の評価基準に従い書面審査を実施します。

<評価基準>

評価項目	指標	配点
事業性	事業者の健全性	30 点
	事業実績	
利用客利便性	メニュー・価格等	70 点
	運営方法等	
合計		100 点

(イ) 第 1 次審査の結果、点数が上位の最大 5 者に対し、イの第 2 次審査を行うものとしますが、応募状況によっては第 1 次審査を実施しません。

(ウ) 第 1 次審査の結果及び第 2 次審査の案内については、令和 4 年 12 月 13 日（火）（予定）までに書面にて通知します。

イ 第 2 次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

(ア) 日程 令和 4 年 12 月 20 日（火）（予定）

詳細については対象者に別途連絡します。

(イ) 第 2 次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施します。提出された企画提案書等に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、企画提案書等を審査します。

第 2 次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとします。

(ウ) 評価基準については、第 1 次審査と同じものを使用します。

(エ) 本審査への出席者は、6 人以内とし、プレゼンテーション等の時間は 30 分程度（プレゼンテーション 15 分程度、質疑 15 分程度）を予定しています。

(2) 出店候補者の選定

ア 提出された企画提案書を審査し、最も優れている提案者を出店候補者として、契約締結に向けた手続きを行います。

イ 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

ウ 審査の結果、ふさわしい提案の応募が無いとされた場合には、出店候補者無しとする場合があります。

(3) 審査結果の通知・公表

審査結果は応募者それぞれに郵送にて通知するとともに、本市公式ウェブサイトにおいて、結果（応募者数、出店候補者名）を公表します。

(4) その他

ア 本市は、公平で厳正な選定を確保するため、応募内容や審査に関する問い合わせには応じられません。

イ 提出された企画提案書については、出店候補者が決定するまで応募者は公表及び使用することはできません。なお、本市から受領した質問事項に対する回答等については、本市の了解なく公表、使用することはできません。

ウ 原則として一度提出された企画提案書の記載内容の変更はできません。

エ 企画提案書については、審査以外の目的で応募者に無断で使用しません。

オ 企画提案書の記載内容については原則として実際の営業に反映していただきます。ただし、庁舎管理上等の制約によりそのまま実施できない場合がありますので、ご了承ください。

7 参考資料

(1) 庁内食堂の利用状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
本庁舎 (120 席)	食事 (弁当含む)	41,956 食	44,305 食	46,895 食

(2) 名古屋市役所本庁勤務の職員数（嘱託職員を含む）

庁舎名	職員数	庁舎名	職員数	庁舎名	職員数
本庁舎	約 2,100 人	西庁舎	約 2,500 人	東庁舎	約 700 人

(3) 光熱水費

本庁舎食堂	令和元年度	令和2年度	令和3年度
電気料金 (客席部分の照明を含まない)	639,756 円	579,225 円	973,546 円
上下水道料金※	591,593 円	541,041 円	518,695 円
ガス料金※	681,409 円	634,807 円	656,644 円

※現事業者を確認した金額となります。上下水道料金およびガス料金については、食堂出店者が個別に契約し、負担していただくことになります。

なお、電気料金については、使用量に応じて本市より請求させていただくことになります。



貸付対象面積
161.09㎡

客席

厨房

喫茶コーナー・更衣室
食券販売機やサンプル展示等のスペース
備品置場